九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

行刑計画に関する二〇一二年三月二七日の法律第二〇一二-四〇九号(二・完)

フランス刑事制裁研究会

https://doi.org/10.15017/1468216

出版情報：法政研究. 81 (1/2), pp.23-42, 2014-10-09. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

行刑計画に関する二〇一二年三月二七日の法律第二〇一二-四〇九号（二・完）

フランス刑事制裁研究会（訳）

はしがき
行刑計画に関する二〇一二年三月二七日の法律第二〇一二-四〇九号
第1章　行刑計画に関する諸規定
第2章　行刑を改良するための諸規定
第3章　没収刑の執行に関する諸規定
第4章　雑則（以上、80巻4号）
附則　行刑政策の目的を定義する報告書（以上、本号）

附則　行刑政策の目的を定義する報告書

行刑計画に関する法律は、宣告刑とりわけ施設内拘禁刑の執行の迅速性と実効性を保障すること、累犯予防の能力を強化すること、及び、犯罪少年のケアを改良することを目的とする。

これらの目的は、本報告書によって定義され精確に特定される。

Ⅰ—宣告刑とりわけ施設内拘禁刑の執行の迅速性と実効性を保障すること

A—刑罰の実効的執行を保障するために収容場所を増大させ多様化すること

本法の第一の目的は、収容場所の定員を二〇一七年末の時点で八〇、〇〇〇人に到達させることによって、同時点で予測される需要に量的に対応することである。

二〇一一年一〇月一日の時点で、行刑場所の定員五七、五四〇人に対して、被収容者は六四、一四七人であった。収容人口の最も蓋然的なシナリオは、二〇一七年には、拘禁刑受刑者か否かを問わず、被収監者が約九六、〇〇〇人に達する見込みというものである。このシナリオは、二〇〇三年から二〇一一年の間に確認された自由剝奪刑宣告の増大、即ち、年平均二％を基準にしており、二〇一八年時点で年間の刑数一五四、〇〇〇を若干上回る水準で安定すると見ている。同様に、このシナリオは、行刑期間の持続的な改善に基礎を置いている。

同時に、政府は、拘禁刑受刑者ではない（概して電子監視に付される）被収監者数の増大、即ち、二〇一一年一〇月一日時点の八、二〇〇人から二〇一七年には一六、〇〇〇人への増大を予想しており、この予想は、刑の修正に関して近年見られる展開、即ち、行刑に関する二〇〇九年一一月二四日の法律第二〇〇九-一四三六号の施行以来、強調されてきた展開（電子監視に付される者の数は、二〇〇七年一月一日時点の一、六〇〇人から二〇一一年一月一日時点で五、八〇〇人に増大した）に依拠していると思われる。

これらの仮定の下、拘禁刑受刑者である被収監者数は、二〇一七年には八〇、〇〇〇人に達する見込みであり、この予想は、同時点で拘禁場所の定員が八〇、〇〇〇人に達していることを前提とする。

本法の第二の目的は、第一の目的と結びつくものであるが、短期刑被宣告者を収容するため特に考案された施設を十分な数かつ迅速に供用することである。この目的は、以下のいくつかの事実認識に対応している。

―現在の収容場所は、短期刑（ちなみに、執行を待機している刑の半数以上が三月以下の刑期のものである）のための特別な収容能力をもたない。

―今日、適応する機構を欠くため、短期刑被宣告者は、一般的に、拘置所に収容される。ところで、短期刑被宣告者、とりわけ、初犯者を、よりよく構想され、対象者の特性に適応した施設に結集することによって、収容の脱社会化効果が制限されうるであろう。

―画一的な収容場所の維持は、経済的に見て最良とはいえない。即ち、短期刑被宣告者は、より長期の刑を宣告された者ほどの危険性を呈しておらず、保安面でより緩和された、投資コスト及び運用コストが旧来のものほどかからないであろう施設に特権的に収容されうる。

一年以下の短期刑または一年以下の残刑期に特に適応した、数千人の収容場所を刑務所に迅速に創設することによって行刑場所の多様化が図られる。この多様化は、施設のカテゴリーと対象者の特性、とりわけその危険性とを適合させることに資するであろう。

これら二つの目的を達成するためには、目下、司法省によって進められている行刑不動産計画がアレンジされ、補完されなければならない。この計画は、刑の執行を改良するため、できるだけ早く実現されなければならない。

本報告書第一部の対象である、不動産計画は、二〇一三

年から二〇一七年まで年ごとに新たに開設すべき総定員数を中心に構成されている。収容場所の各タイプ毎に、二〇一〇年時点の価値に基づきユーロで示される、土地獲得費用を除く、基準となる単位あたりの建築費用、及び、スタッフの割合、即ち、「被拘禁者あたりの職員数」が確定される。必要な予算と雇用は、予算計画を作業の実行スケジュールに適合させるため、毎年、推計される。

基準となる建築費用は、BT01建築費用指数の推移に従って見積もられるであろう。

他方で、刑務所収容定員の需要のマッピングは、需要と供給を一致させるために、行刑機関の地域間各部局の管轄において作成されるであろう。

1　既に着手された建築計画を調整すること

a）いわゆる「一三、二〇〇」計画

司法のための指針及び計画に関する二〇〇二年九月九日の法律第二〇〇二-一一三八号の枠内で定められた計画は完了するであろう。ドラギニャン（Draguignan）行刑センターの再建を含む、この計画によって、新たに約五、〇〇〇人の収容定員を自由に使用することが可能になる。大筋で既に建築が着工されている、この五、〇〇〇人の収容定員は、本計画の域内では確保されない。にもかかわらず、この五、〇〇〇人の収容定員は、将来的な収容定員である八〇、〇〇〇人と互換性がある。

いわゆる「一三、二〇〇」計画は、しかしながら、以下の二つの点から修正されるであろう。

一方で、この計画において定められる、いわゆる「新構想」施設で、その建築が未だ着工されていないものについて、その収容能力は増大するであろう。実際、多目的で、調整可能なこれらの「新構想」区画は、短期刑のための収容ユニットを含んでいる。これらのユニットは、短期刑に利用可能な収容定員数を増大する形で、比重が高められるであろう。旧来の施設を後ろ盾にしたままの修正された各「新構想」区画は、先に検討された九〇人の収容定員に代えて、一五〇人の収容能力をもつ。

他方で、さらに四つの半自由センターがこの計画に付け加わるであろう。確かに、電子監視の発展に鑑み、半自由の場所の需要は、来るべき数年間、広くカバーされるように思われる。にもかかわらず、大人口密集地域、とりわけ、イル・ド・フランス（Ile-de-France）においては、慢性化した需要が存続する。総定員二七〇人となる、追加で四つの半自由センターの建築が、従って、計画されるであろう。

その際の平均的費用は、（土地費用を除いて）九二、五五八ユーロと見積もられる。スタッフの割合は、被拘禁者一人あたり職員〇・一七人と推算される。

b）新不動産計画（Nouveau programme immobilier: NPI）

二〇一一年五月、国璽尚書によって発表されたＮＰＩは、密度が高まるであろう。施設の平均収容定員は、五三二人から六五〇人に増大するであろう。パリ（Paris）の施設を除いて、施設の収容定員は、しかしながら、いかなる場合にも八五〇人を超えないであろう。この計画は、かくして、当初予定されていた七、四〇〇人に代えて、差し引きして九、五〇〇人の収容定員の創設を可能にするであろう。

この計画は、とりわけ、ニュー・カレドニア（Nouvelle-Calédonie）の行刑センターの閉鎖と新たな行刑センターの建設を予定している。

官民パートナーシップの枠内で実現される施設については、新不動産計画に代わって、単位あたりの平均建築費用は、このため、（土地費用を除いて）一六四、〇〇〇ユーロから一五二、〇〇〇ユーロになるであろう。補足的な収容定員の単位あたりの限界原価に関しては、六二、〇〇〇ユーロになる見通しである。

平均のスタッフの割合は、被拘禁者一人あたり職員〇・四五人となるであろう。

公の工作物の手法（設計・施工）によって実現されることが予定されたＮＰＩの六施設は、その性格、とりわけ、複雑性と距離に鑑み、逆に濃密化されないであろう。

ＮＰＩは、しかしながら、以下の二点で修正されるであろう。

一方で、収容定員二二〇人の補足的施設が仏領ギアナ（Guyane）に建設されるであろう。その場合の平均費用（土地費用を除く）は、約三六三、〇〇〇ユーロと見積もられる。この編成の実行に必要な雇用は、フルタイム労働相当（équivalents temps plein travaillé: ETPT）で一四九人に上る。

他方で、シャトー・ティエリ（Château-Thierry）の現行施設に倣って、精神医学的な保護収容には属さないが、重大な行動障害に罹患している被拘禁者を収容するために、新たな施設が建築されるであろう。この編成は、九五人の収容定員を提供するであろう。その際の平均費用（土地費用を除く）は、約三八四、〇〇〇ユーロと推定される。この編成の実行に必要な雇用は、フルタイム労働相当（ＥＴＰＴ）で一〇五人と推定される。

2　短期刑用施設の建築に特化した新計画に着手すること

上述した「新構想」区画の内部に創設される、短期刑用の収容場所を補足するものとして、短期刑用施設に特化した新たな建築計画が開始するであろう。

これらの編成は、旧来の行刑施設を後ろ盾にした短期刑用区画の形態を取ることもあれば、独立した短期刑用施設の形態を取ることもある。前者において、その収容定員は、一五〇人、後者においては、一九〇人になるであろう。

短期刑用の施設及び区画の構想は、これらの刑の特殊性に適合したものとなろう。特に、保安上の制約がそこでは緩和されるであろう。

短期刑用区画の場合の費用は、旧来の施設（収容定員一〇〇人の拘置所）の際の費用より四〇％少なく、「新構想」区画の費用より一〇％少ないであろう。その費用は、一〇三、九〇〇ユーロと見積もられている。

この費用は、施設の後ろ盾のない、それ故に、援助のいくつかの役務及び機能の相互扶助化の恩恵を受けえない、短期刑用の独立した施設については、若干高くなるであろう。しかしながら、この費用は、旧来の施設の場合の費用より三五％少なく、「新構想」区画の費用に相当する額にとどまるであろう。その費用は、一一四、三〇〇ユーロと

〈表１〉

計画された収容定員数	2013	2014	2015	2016	2017	計（2013-2017）
濃密化された NPI		934	3753	5911	5717	16315
ギアナの補足的施設					220	220
短期刑用施設及び短期刑用区画				3768	2079	5847
濃密化された「新構想」区画（「13,200」計画）			1650			1650
半自由センター	60	90	120			270
特化された施設					95	95
計画された収容定員総計	60	1024	5523	9679	8111	24397

推定される。

被拘禁者の低い危険性に相応したスタッフの比率は、旧来の施設の場合の半分以下であろう。それは、被拘禁者一人あたり〇・二二人である。

表1は、各年のカテゴリー別の収容定員創設数をまとめたものである。

結局、「一三、二〇〇」計画の「新構想」区画において予定される収容定員と短期刑用施設及び区画において予定される収容定員が加わることにより、現在から二〇一七年までに創設されるであろう、短期刑に適合した収容定員は約七、五〇〇人になる。

表2は、二〇一一年から二〇一七年までの利用可能な収容定員数の予測される推移をたどったものである。

3　被拘禁者の特性に適合させるために行刑施設の分類を見直すこと

二〇一七年には、短期刑用施設の新建築計画が、利用可能な収容場所を顕著に多様化しているであろう。この展開によって、ケアの画一化と断絶し、より危険な人物のために構想された保安上の制約をもはや短期刑を宣告された者に強制しないことが可能になるであろう。これにより、脱

〈表2〉

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	計 (2013-2017)	計 (2011-2017)
計画法の資格で開設される総収容定員数	0	0	60	1024	5523	9679	8111	24397	24397
既に着手された不動産計画の資格で開設される総収容定員数	1790	1896	1014	802	968	1454	981	5219	8905
開設される総収容定員数	1790	1896	1074	1826	6491	11133	9092	29616	33302
閉鎖される収容定員数	-807	-982	-438	-272	-2149	-3383	-2601	-8843	-10632
開設される実収容定員数	983	914	636	1554	4342	7750	6491	20773	22670
12月31日時点で利用可能な収容定員数	58366	59280	59916	61470	65812	73562	80053		

社会化及び累犯の危険が減少するであろう。

その結果、行刑施設の分類によって、保安のレベルが明確にされる。今日に至るまで、刑事訴訟法は、行刑施設の二つのカテゴリーを区別している。即ち、それは、拘置所と行刑施設であり、行刑施設は、さらに、拘留センター（centres de détention）と中央刑務所（maisons centrales）に区別される。この分類は、行刑上の保安の面で被拘禁者の特性の多様性を十分に顧慮していない。拘置所及び行刑施設の保安レベルでの類型論は、以下のように区別することを可能にするであろう。

―強化された保安施設

―中間的な保安施設

―調整された保安施設

―軽減された保安施設

新たな短期刑用施設（即ちＥＣＰ）は、軽減された保安施設のカテゴリーに入るであろう。

4　新施設の建築及び開設を促進し、今から二〇一七年までに収容定員八〇、〇〇〇人の目標に達するために必要な法律上の手段及び人的手段を整備すること

本法第二条は、司法不動産機構（l'Agence publique pour l'immobilier de la justice）に、競争的交渉手続によって設計・施工契約を締結することを可能にするであろう。これらの契約によって、同様に、利用及び保守の給付を顧慮することが可能になるであろう。

本法第三条は、他方で、上記二〇〇二年九月九日の法律第二〇〇二-一一三八号によって導入された、収用手続の迅速化を可能にする規定の延長について定める。公用収用法典第L.一五-九条に定められる収用手続は、その取得が行刑施設の建築または拡張のために必要な宅地または非宅地の国による即時占有取得に適用されるであろう。

行刑機関及び司法不動産機構は、防衛省と協議の上、行刑施設、特に、開放型拘禁センターまたは短期刑もしくは半自由の区画といった緩和された編成を構築するために、とりわけ、国防に属する建物または収用地の転換の実現可能性を検証するであろう。

他方で、人的手段について、司法不動産機構の実数は、本計画から生じる負担計画の増大に対処するため、一時的に増強されなければならないであろう。

同様に、国立行刑学院（l'École nationale de l'administration pénitentiaire）の受入能力は、拡大されなければならないであろう。

B―刑罰のより迅速な執行を保障すること

1　刑罰の適用及び執行の役務を強化すること

司法が信頼されかつ有効なのは、その決定が迅速に執行される場合のみである。刑の執行、特に、最も重大な行為を制裁する閉鎖的拘禁刑の執行の有効性は、犯罪性に対するそして累犯に対する刑事政策の本質的な一構成要素である。

重罪または軽罪の処罰として毎年五八五、〇〇〇件以上の有罪判決が下され、二〇一〇年のデータによれば、その内、約一二六、六五〇件が自由剝奪刑である。この刑罰の内、九一％が修正可能な刑罰である。刑罰の執行及び適用に関する近時の改正は、その目的を達成した。即ち、それは、被有罪宣告者の再社会化を促進するために刑の修正を顕著に増大させること、刑の修正の恩恵を受けない者が何のケアもない満期釈放とならないように刑終了時の電子監視を創設すること、及び、これらの者が刑終了時点で累犯の危険性を呈している場合に保安処分を展開することである。裁判所における刑罰適用及び執行部局の業務負担はそれ故増大した。

他方、国璽尚書、司法大臣によって設置された作業グループは、刑罰適用判事の業務負担は、判事一人あたり一件書類にして七〇〇から八〇〇件に制限されることを推奨した。

従って、刑の執行期間を短縮するという目的は、裁判所に割り当てられる実数の増大を前提とする。計画は、その理由で、フルタイム労働相当（ＥＴＰＴ）二〇九人の創設を予定しており、その内一二〇が裁判官、八九が書記官である。

2　刑罰適用及び執行部局の活動を合理化すること

公共政策の一般的見直しの枠内で、法務局（direction des services judiciaires）は、「リーン（Lean）」計画を約一〇の控訴院及び大審裁判所に展開した。この計画は、手続のロスタイムを短くすること、即ち、裁判官及び書記課の公務員を彼らの本来的業務から引き離す、付加価値の小さい反復的業務の解消を目指す。この計画は、同様に、利害関係者集団を司法の公的部局に結びつけることによって、司法補助職、鑑定人及び制度的パートナーとの関係の円滑化を目標とする。

この計画は、裁判所自身が自らの活動をより効率的にする組織化の方法を特定するため、経営参加による手法（démarche participative）に基づいている。

この方法は、アプリケーション「カシオペイア」(application《Cassiopée》) の展開によって、刑の執行及び刑事上の拘束（chaîne pénale）の運用に拡大されるであろう。

3　刑罰執行部を普及させること

犯罪性の進展への司法の適応に関する二〇〇四年三月九日の法律第二〇〇四-二〇四号の適用を受け、刑事訴訟法を修正する刑の執行に関する二〇〇四年一二月一三日のデクレ第二〇〇四-一三六四号によって創設された、刑事訴訟法第D.四八-四条に規定される、刑罰執行部（bureaux de l'exécution des peines：BEX）は、法廷を出た時点から刑の執行を可能にする。宣告刑に従って、BEXは、罰金の支払、停止されまたは取り消された運転免許証の剝奪、及び、刑罰適用判事または社会復帰・保護観察局への召喚状の交付を可能にする。BEXの効率性は周知の通りである。しかしながら、裁判所において利用可能な人的手段に応じて、BEXの働きは、たいていの場合、一部の法廷に限られ、主に、単独判事による軽罪の法廷で、有責性に関してあらかじめ被告人が自認した上での出廷であって、略式の刑事命令（ordonnances pénales）が通告される場合に限られている。

宣告刑の迅速かつ効果的な執行を保障する可能性は、司法の効率的な作用への国民の信頼を深めるであろう。

従って、（成人についても少年についても）BEXを控訴院の内部も含めて全ての裁判所に普及させ、また、その受付時間帯を広げることで、あらゆる法廷に普及させることが重要である。

このため、裁判所の需要は、書記官及びカテゴリーCの係官でフルタイム労働相当（ETPT）二〇七人と見積もられる。

いくつかの裁判所では、BEXを整備し、BEXによって青少年司法保護局のエデュカトゥールの通常業務を確保できるようにする作業が必要であろう。

一、五四〇万ユーロの調査予算がこのために組まれている。

4　被害者支援の部局を普及させること

刑事訴訟法第七〇七条に従い、刑の執行は、被害者の権利を尊重した上でなされる。被害者は、自己に関係する決定、即ち、自らの被害の賠償に関わる決定、または、例えば保護観察付き執行猶予の枠内で被有罪宣告者に命じられ

る被害者との接触禁止のように、被害者保護のための措置に関わる決定の執行に関心をもつ。

二〇一〇年から二〇一二年までの犯罪予防及び被害者支援の国家計画には、主要な大審裁判所内に被害者支援部（bureaux d'aide aux victimes：ＢＡＶ）を五〇カ所創設することが定められた。

ＢＡＶは、裁判所内で被害者を受け入れること、被害者に情報を提供すること、及び、被害者を裁判官または管轄組織に誘導することを任務とする。被害者は、そのため、被害者支援団体によるケアを受け、被害者支援団体は、その活動において被害者を支援し、被害者が即時出頭手続において裁判された行為の被害者である場合、緊急に被害者を援助することもできる。

利用者は、既に設置された三八の部によって満足した旨を表明しており、これらの部は、増大していく犯罪被害者を受け入れる。

ＢＡＶの大審裁判所全体への普及は、国土全体において、全ての被害者がこの仕組みに等しくアクセスできることを保障するであろう。

約一四〇のＢＡＶが創設され、年間の総運営費用は、二八〇万ユーロに達するであろう。

Ｃ―刑事上の拘束に関する情報体系の信頼性を確保し、それらの相互接続を保障することによって、被拘禁者のケアにおける中断を回避すること

二〇一一年七月に提出された、司法部局の一般的監査及び社会復帰・保護観察局に対する一般的財務監査の共同報告書は、司法の手にある者を監督するアプリ（applicatif de suivi des personnes placées sous main de justice：ＡＰＰＩ）が改善を要する機能不全に陥っており、他方で、その操作性及び機能性の展開として、改良の対象となるべき運命にあったことを明らかにした。このツールの信頼性確保及び刷新は、司法の手にある者のケアにおける中断、とりわけ、閉鎖環境と開放環境の間の中断を回避するために必要不可欠と判断される。この企画は、従って、優先されるであろう。

それ以上に、成功させなければならないのは、刑事上の拘束の実施主体によって用いられるアプリケーション一式とアプリケーション「カシオペイア」の相互接続である。

アプリケーション「カシオペイア」は、警察及び憲兵機関の二〇一三年のアプリケーション、社会復帰・保護観察局によって同年に使用されるソフトウェア、及び、二〇一五年に行刑機関において使用される新アプリケーション

「ジェネシス（Genesis）」との間で、ジェネシスが展開した後、相互接続の対象となるであろう。

これらさまざまなインターフェースを介した接続は、刑の執行に関する統計ツールの展開を可能にしなければならず、かくして、刑事政策の水先案内に貢献しなければならない。

アプリケーション「カシオペイア」の相互接続は、時間の節約が期待される、手続の非物質化された一件書類を展開すること、刑事上の拘束の実施主体間でよりよく情報を伝達すること、従って、刑事上の拘束の間、反応性をより高めること、及び、伝達される情報の安全を確保することも可能にするであろう。この計画は、二〇一三年から実施されるであろう。この計画は、刑事上の拘束の実施主体に対して、彼らのアプリケーションから、非物質化された形態における統一的一件書類（dossier unique）にアクセスすることを可能にするであろう。この計画の展開は、漸進的であろう。刑事司法機能への市民参加及び少年審判に関する二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一-九三九号によって創設され、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五-一七四号第五-二条に規定される、少年の人格の統一的一件書類は、その第一歩を構成するであろう。

犯罪記録は、有罪判決抄本の完全な非物質化を保障するために、二〇一三年及び二〇一四年に刷新されるであろう。アプリケーション「カシオペイア」との相互接続は、にもかかわらず、二〇一三年から行われるであろう。

これらの企画全体を成功させるためには、司法省によって使用されている技術的プラットフォームが、毎日二四時間保護されたアクセスを保障するよう最適化されなければならないであろう。メンテナンスが行われなければならないであろう。従って、二〇一三年以降、ナント（Nantes）に倣ってバックアップサイトを設置するために投資が必要であろう。投資は同様に、ネットワークのインフラを確保するためにも必要であろう。

二億八、四〇〇万ユーロの予算が、これらさまざまな計画のために編成される。

II―累犯予防の能力を強化すること

A―被有罪宣告者の特性をより深く評価すること

社会復帰・保護観察局（Services pénitentiaires d'insertion et de probation：SPIP）は、被収容者のみならず、

開放環境で実施される一七五、〇〇〇人の被有罪宣告者の監督も保障する以上、累犯予防政策において果たすべき重要な役割を有している。

調整された拘禁、及び、累犯予防に適した刑の執行の行程を配備する前に、各被有罪宣告者の特性の厳格かつ体系的な評価を導入するのが適切である。この点に関して、二つの措置が取られるであろう。一方で、全ての被有罪宣告者に有効な共有ツール、犯罪学的照準での診断（diagnostic à visée criminologique：ＤＡＶＣ）を実施すること、そして、他方で、フレーヌ（Fresnes）及びレオー（Réau）のセンターをモデルにして、新たに三つの国立評価組織を創設することである。

1　ＤＡＶＣ及びＳＰＩＰにおける個別的監督を普及させること

ＳＰＩＰによる司法の手にある者のケアが、個別化され、対象者の問題性に適応したものであるためには、累犯予防は、司法の手にある者に焦点を当てた評価作業と不可分である。関連領域の専門家とともに構築されるＤＡＶＣは、この評価作業の公理化である。三つの地点で成功を経験した、ＤＡＶＣは、普及の対象とならなければならない。

ＤＡＶＣのデータは、アプリケーション「カシオペイア」以後、検察官及び刑罰適用部局によって参照され、利用されうるであろう。

心理学者フルタイム労働相当（ＥＴＰＴ）一〇三人の創設がこのために計画される。

2　新たに三つの国立評価センターを創設すること

長期刑で有罪宣告を受け、アプリオリに高度の危険性を呈している者の掘り下げた評価は、とりわけ、被有罪宣告者が刑の修正から恩恵を受ける条件を充足する限りにおいて、行程の冒頭においても、刑の執行中にも展開されなければならない。このため、数週間にわたって学際的評価を行う、国立評価センターが増設されなければならない。新たに三つのセンターがこのために創設されるであろう。

フルタイム労働相当（ＥＴＰＴ）五〇人の創出がこれに向けて計画される。

3　司法の手にある者の心理学的・犯罪学的危険性をよりいっそう顧慮すること

司法の手にある者の危険性評価が複雑であるとしても、なおその評価は可能であり、累犯に対して有効に戦うため

には、考慮せざるをえない。

危険性の概念は、二つの意味を含んでいる。一つは、精神医学的意味で、主として精神障害と結びついた、行為に移行する危険と定義され、もう一つは、犯罪学的意味で、ある者が呈する、一定の重大性をもつ新たな犯罪を行う高度の蓋然性に関係する。

司法上の実施主体は総じて今日、もっぱら精神医学的危険性の評価を行っているが、ほとんど顧慮されないままの犯罪学的危険性の評価について、状況は全く異なっている。フランスが犯罪学に関する十分な研修を提供できずに苦しんでいるという事実は、この点について、示唆的である。

この状況を改善するために、犯罪学の教育に新たな刺激を与えること、そして、その理由で、実務に携わる者全体、中でも特に精神鑑定人、また裁判官、行刑職員及び保安処分学際的委員会構成員らの現場の期待に応えるため、大学及び司法に関する職業学校に対して、この科目により大きな可視性を与えるよう奨励することが必要不可欠である。

犯罪学的危険性の評価が進歩しうるためには、同様に、実務に携わる者が自由に使えるツール及びメソッドについて、熟考を始めるのが適切である。精神鑑定の枠内での人との対話及びその観察に基づく臨床的メソッド（méthode clinique）が、今日、精神医学的危険性の評価の枠内で十分に確立されている一方で、リスクの等級に基づく保険計理的メソッド（méthode actuarielle）の方はといえば、全体的にみて司法機関によって十分に用いられているとはいえない。アングロサクソン諸国、とりわけカナダで非常に普及したこのメソッドは、累犯者と機会的犯罪者の集団を比較する統計的研究に基づき、累犯のさまざまなファクターを明示した保険計理表に依拠する。犯罪学的危険性は、精神医学的危険性のみに還元されないため、実務に携わる者が、精確な基準に則った、詳細な意見を述べることができるようにするツール及びメソッドの中に、保険計理的メソッドを統合するのが適切である。

より一般的に、行為への移行を促進しうる、心理学的、環境的、文脈的ファクターの全体を把握するためには、司法の手の下に置かれた者の犯罪学的危険性の評価は、断固として、学際的アプローチに含まれなければならない。重罪累犯のリスク減少を目的とし、刑事手続上の諸規定をもたらす二〇一〇年三月一〇日の法律第二〇一〇-二四二号によって創設された、刑事訴訟法第七六二-五六-二条に規定される、司法手続の枠内で収集された個人的データのディレクトリ（répertoire des données à caractère per-

sonnel collectées dans le cadre des procédures judiciaires：RDCPJ）は、訴追されまたは有罪宣告された者に関する犯罪学的危険性の評価の質を決定的に深化させるのに貢献するであろう。

4　最も重大な行為をした被有罪宣告者のために鑑定の学際性を強化すること

人身に対する加重された重罪または未成年者に対してなされた重罪につき、一〇年を超える拘禁刑または懲役刑で有罪宣告を受けた者には、二人の鑑定人によって行われた医学鑑定を伴った、被拘禁者の観察の任を負う特殊化された機関において行われる危険性の学際的評価の後に下される、保安処分学際的委員会の意見なくして、いかなる仮釈放も認められえない旨、法律は規定している。

本法第八条は、刑罰適用判事に、特別に理由を付した決定によって、二人の精神科医による二重の鑑定に代えて、一人の精神科医と一人の心理学者によって共同で実施された鑑定によることを可能にし、そのことでこの鑑定の学際性を強化する。

5　精神鑑定人の数を増大させること

ここ一〇年間に採択された、特に、累犯予防を目的とした刑事手続法は、犯罪行為者の危険性のより精確な評価を保障し、当該行為者が処遇の対象となりうるかを確定するため、必要的な精神鑑定の事案を増大させた。

その結果、二〇〇二年から二〇〇九年の間に犯罪行為者に実施された精神鑑定数の増大は、一定数の精神鑑定人、現在、控訴院のリストに登録されている五三七人の医師に対して、一四九％以上と推定される。かくして、二〇〇二年には、一年間で精神鑑定人一人あたり六一件の鑑定が実施されていたが、この率は、二〇〇九年には、一五一に至った。鑑定期間は、従って、不可避的に長期化した。

この状況を改善するため、三つの促進的措置が取られるであろう。

―鑑定が自由業の精神科医によって行われる場合、鑑定それ自体の費用を補足する、三〇〇ユーロの資産減少につき補償金を支払うこと。

―精神医学のインターンを司法鑑定活動に誘導するため、奨学金制度を設置すること。本法第九条が定めるように、学生は、このため、司法の決定に基づく対象者の精神医学的ケアに関する契約に署名するであろう。こ

の契約によって、学生は、一方で、司法鑑定及び累犯予防に関する犯罪学、司法精神医学及び司法心理学の研修を受講すること、並びに、控訴院付司法鑑定人リストに記載されている司法鑑定人数が不十分である場合、自らの研修の終了後、少なくとも二年間そのリストの一つに登録することと引き替えに手当を受領することができる。

―司法鑑定活動に取り組む精神科医を奨励し、養成し、これに随伴するために後見人を設置すること。最近学位を取得したか否かを問わず、「新人の（junior）」鑑定人として活動を開始しようとする精神科医に対して、彼らに委託される最初の二〇件の鑑定の間、彼らにとって後見人の役目を果たす「古参の（senior）」司法鑑定人の随伴を編成することが重要である。

B―累犯の危険性を呈する被有罪宣告者とりわけ性犯罪者の監督を強化すること

1　累犯の予防計画を普及させること

累犯予防の計画は、全ての行刑機関に普及し、必然的に、性犯罪及び行動研究に関する特殊な部分も含むことになるであろう。これらの計画は、特に心理学者を含む学際的グループによって練り上げられ、実施されるであろう。

2　重大な行動障害に罹った被拘禁者のケアにおいて特化された第二の施設を創設すること

先に触れたように、重大な行動障害に罹患した被拘禁者のケアに特化された第二の施設が、シャトー・ティエリ（Château-Thierry）の現行の施設をモデルに建築されるであろう。この編成は、九五人の収容定員を提供するであろう。

3　治療の実効性を確保すること

a）閉鎖環境

上記二〇一〇年三月一〇日の法律第二〇一〇-二四二号によって起草される、公衆衛生法L三七一一-三条は、開放環境において実行される治療命令の枠内で、主治医に対して、調整医を介して、意に反する治療の中止につき、刑罰適用判事に通知することを義務づけていた。

閉鎖環境における治療の有効性を深化させるため、本法第七条、第五条は、拘禁中に実行される治療について、刑罰適用判事における情報伝達の改良を目指している。主治医は、被有罪宣告者に対し、被有罪宣告者が刑罰適用判事

に提出するという条件で、刑罰適用判事により提示された治療を定められた形で受けているか否かを示す証明書を交付し、かくして、刑罰適用判事は、情を知った上で、刑の短縮の取消、及び、補充刑の短縮または仮釈放の恩典に関して宣告することが可能になろう。

b）　開放環境

治療命令は、社会内司法監督、司法監視、保安監視または仮釈放の枠内で行われるが、この措置の効率的実行のためには、共和国検事によって作成されたリストに登録され、適切な研修を受講した精神科医または医師である調整医が刑罰適用判事によって指名される必要がある。この調整医は、裁判官と主治医との仲介者の役割を担う。調整医は、治療の実行において生じた全ての困難につき主治医から通知され、治療命令のコントロールに必要な諸要素を刑罰適用判事に伝達する。

しかしながら、二〇一一年九月一日時点で、二三七人の調整医のみが、実行中の五、三九八件の治療命令のため全土に、しかも不均等に、配分されていた。司法は、かくして、調整医の不足に直面する。一七の県では、目下、調整医はおらず、実行されていない治療命令の数は、一、七五〇件と推定される。全てのこれらの措置が実行されるには、被有罪宣告者の居住県がどこであろうと、一人の調整医あたり二〇人の実行に従事するとして、追加で一一九人の調整医が必要となろう。

二つの措置は、調整医の不十分さを改善することを目的としている。

まず第一に、治療命令を受けた被有罪宣告者を監督するため刑罰適用判事によって指名される調整医が徴収する見積額での手当は、現在、調整医に関する公衆衛生法第R.三七一一-八条及び第R.三七一一-一一条の適用のために下された、二〇〇八年一月二四日のアレテによって、観察対象者一人あたり、年総計七〇〇ユーロであるが、この額が、九〇〇ユーロに引き上げられ、提供されるであろう。

第二に、精神鑑定人の数を増大させるため先に示された、奨学金及びチューターの機構が、同様に調整医にも関わることになろう。

C―司法の手にある者のより適切な監督を保障するために社会復帰及び保護観察の部局を強化し再編成すること

1　可動式チーム（équipes mobiles）を配備すること

ＳＰＩＰの活動は構造的に著しい変異を被っており、そ

の変異は、司法活動と結びつき、また、社会復帰及び保護観察の各段階における人的資源の管理に特徴づけられる。この点に立ち向かうべく、司法部局監督局及び財務監督局による報告書の推奨に従って、可動式チームが、活動のピーク時に社会復帰及び保護観察の部局を強化し、実働人員の管理においてよりいっそうの柔軟性を導入するために編成されるであろう。

2　被有罪宣告者の監督について社会復帰・保護観察調整官に係る政策を軌道修正すること

本法第四条は、物理的不能の場合を除いて、判決前調査を権限の付与された連合セクターに委託する旨を規定する。このことによって、社会復帰・保護観察調整官は、被有罪宣告者の観察（いわゆる「判決後監督」）に再び集中できるようになるであろう。社会復帰・保護観察調整官フルタイム労働相当（ＥＴＰＴ）一三〇人が、かくして創出され、再編成される。

3　ＳＰＩＰを再編成すること

司法の手にある全ての者に対して定期的かつ等質のケアを保障するため、近年その活動の顕著な増大を経験し、刑事手続及び刑の修正の政策に関する重大な変化を体験した、社会復帰及び保護観察に関わる部局の作業組織及びメソッドは、刷新されるであろう。犯罪学的目的での診断及び個別化した観察の普及、並びに、既に言及されたアプリケーションＡＰＰＩの信頼性の確立及び改良の他、複数の措置がこれに協働する。

―社会復帰・保護観察局の介入の任務及び方法に関する二〇〇八年三月一九日の行刑当局通達第一一三／ＰＭＪ一号の延長において、また、現在進行中であるＳＰＩＰの介入の任務及び方法に関する作業結果を顧慮しつつ、社会復帰及び保護観察部局の任務を精確にするため、活動リポジトリが作成されるであろう。

―行刑機関において存在するフローチャートに倣って、参考フローチャートが作成されるであろう。

―組織の模範型が、実務と調和するように（活動、観察対象者の類型及び地域の実情に従って）配置されるであろう。

―上述の「職業」インターンが配置されるであろう。

―作業負担及び結果を評価する信頼できる指針が作成されるであろう。

―部局間の活動負担を徐々に収斂させるために、実働人

員の地理的配分のより適切なプロセスが実施されるであろう。

―実働人員の管理において硬直性を緩和するため、とりわけ行政的な居所数（これに基づき、社会復帰・保護観察調整官が配置される）と支所数（支所は、執行場所に対応し、複合的、または、開放環境もしくは行刑施設のいずれかに割り当てられうる）を一致させることによって、より細かい管区の組織が設置されるであろう。

Ⅲ―犯罪少年のケアを改良すること

A―判事によって宣告された教育的措置につき青少年司法保護局によるケアまでの期間を短縮すること

少年に対して宣告された司法的措置の執行までの期間を短縮することは、当該措置が公の秩序の混乱を終了させるのに適しているだけでなく、その措置が少年にとって意味をもつためには行為の実行から短期間で執行されることが不可欠であるという点からも本質的な目的を構成する。

これらの措置の迅速な執行は、同様に、累犯の予防を可能にする。

本法第一二条が、判決の日から五日以内に、教育機関による少年のケアを命じているのはこの理由からである。

この規定は、少年犯罪に適応した刑法的反作用の有効性を強化することに資するであろう。

ところで、そのような期間の短縮には、特に、犯罪性の高い県において、青少年司法保護局の教育的実働人員のターゲットを絞った強化が必要である。これらの県において、確認される執行までの期間は、実際、全国平均をはるかに上回る。ちなみに、全国平均は現在、一二日である。これらの条件の下、これらの地域において、少年が、自らに対して下された措置が未だ執行されていないときでさえ、犯罪行為を繰り返すのは稀ではない。

ケアまでの期間を五日以内に短縮するという目的は、現存する手段の最適化だけでは達成しえず、優先的と認められる二九県において実働人員のターゲットを絞った強化が必要であろう。

エデュカトゥールフルタイム労働相当（ＥＴＰＴ）一二〇人の創設がこのために計画される。これは、二〇一三年から二〇一四年に行われるであろう。

B―閉鎖型教育センター（CEF）における収容能力を増大させること

CEFは、その創設以来、それが反復犯に対する有効な道具であり、犯罪に最も根を下ろしまたは最も重大な行為を犯した少年に適した反作用を提供することを示した。

上記二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一-九三九号から生じたその起草において、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五-一七四号第一〇-二条及び第二〇-一〇条は、犯罪少年のCEFへの収容対象を拡大する。即ち、故意の暴行、性的侵害または暴行の加重事情を伴って行われる軽罪が問題となる場合で、五年の拘禁刑で処罰される行為の主体である一三歳以上一六歳未満の少年に対して、司法統制処分の枠内においてCEFへの収容が行われる。また、裁判官が保護観察付執行猶予の取消を検討する場合、CEFへの収容はこの枠内で収容に代替するものになる。

青少年司法保護局は、現在、収容定員一二人のCEFが四五ヶ所、即ち、収容定員五四〇人分を自由に使うことができる。必要なのは約八〇〇人分と推定され、二〇ヶ所のCEFを補足的に創設することになる。

現存する手段の最適化の配慮において、この二〇の補足的なCEFは、現存する寮の改築によって創設されるであろう。

エデュカトゥールフルタイム労働相当（ETPT）九〇人の創設がこのために計画される。上記二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一-九三九号によって規定される少年司法改革の実施を伴うこの措置につき、上述したフルタイム労働相当（ETPT）九〇人のうち六〇人は、あらかじめ、二〇一二年の予算から開設される。

その他、これらのセンターの導入を加速するため、本法第一一条は、同センターが青少年司法保護の公的セクターに属する場合、計画促進手続（procédure d'appel à projet）を免除する。

C―閉鎖型教育センターにおける小児精神病学的観察を展開すること

最も困難な少年は、顕著な行動障害を呈している（暴力関係及びそれをめぐるあらゆる解決の失敗）。

ところで、これらの少年は、CEFによって観察される対象者の大部分を構成する。

かくして、エデュカトゥールは、全てが精神疾患を負っ

ている訳ではないにせよ、概して、行動障害を経験し、暴力行為に移行する強い傾向を示している少年に歩み寄らなければならない。

これらの少年の特殊性は、青少年司法保護局と隣接する精神医学的装置との一貫した有機的連関に基づく、周到に準備されたケアを要請する。

これまでに、一三のＣＥＦが二〇〇八年から二〇一一年の間に小児精神病学的観察の手段の点で強化され、その初期の成果は確かなものである。トラブルの顕著な減少が確認された。

これらの結果に鑑み、この装置は、追加的に二五のＣＥＦに拡大されるであろう。

この拡大は、ケアを促進するため、地方厚生局と地域間青少年司法保護局との間で締結される協定に基づくであろう。

フルタイム労働相当（ＥＴＰＴ）三七・五人の創出がこのために計画される。

本法は、国法として施行される。

二〇一二年三月二七日　パリにて

共和国大統領　NICOLAS SARKOZY

首相　FRANÇOIS FILLON

国璽尚書、司法と自由大臣　MICHEL MERCIER

内務・海外県・海外領土・地方自治体・移民大臣　CLAUDE GUÉANT

労働・雇用・厚生大臣　XAVIER BERTRAND

国民教育・青少年・市民活動大臣　LUC CHATEL

予算・公会計・国家改革大臣、政府報道官　VALÉRIE PÉCRESSE

（井上宜裕）

（完）